

[学術論文]

**1950年代日華貿易交渉と琉球**  
ーパイナップルを中心にー

Relations between Japan-Taiwan Trade Negotiations and the Ryukyus  
in the 1950s : Focusing on Pineapple

やまだ あつし

Atsushi YAMADA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 28

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 28号

2017年7月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN

JULY 2017

〔学術論文〕

## 1950年代日華貿易交渉と琉球<sup>1</sup>

ーパイナップルを中心にー

### Relations between Japan-Taiwan Trade Negotiations and the Ryukyus in the 1950s : Focusing on Pineapple

やまだ あつし  
YAMADA, Atsushi

はじめに

1. 1950年代日華貿易交渉とパイナップル
  - 1.1 1950年代日華（日台）貿易の構造
  - 1.2 琉球パイナップル問題
2. 琉球パイナップルの1950年代
  - 2.1 パイナップル前史
  - 2.2 1950年代末になぜ琉球パイナップルは急増したか

おわりに

**要旨** 1950年代の国際貿易は、今日の自由貿易が是とされる形と異なり、厳重な外貨管理と外資規制が通例であった。日本と台湾（中華民国）との間も同様であり、内国貿易（≒自由貿易）だった植民地期とは一変して、毎年の貿易交渉で互いに相手の固い貿易管理を難じながら、それでも自国商品の輸出と必要商品の輸入のために妥協するということを繰り返してきた。ところが1950年代末に（一歩先んじて貿易自由化に踏み切らされた）琉球との関係に向き合わざるを得なかった日本は、琉球の新興輸出商品だったパイナップルを受け入れるために、台湾パイナップルの輸入大幅削減を試み、日台貿易関係に波乱を呼ぶことになる。本論は1950年代の日華貿易交渉と琉球パイナップルとの関係、そしてそのような波乱を巻き起こした琉球パイナップルの発展事情を考察する。

**キーワード**： 1950年代、日華貿易交渉、パイナップル、琉球

はじめに

日台関係史を研究する場合、日本と台湾（中華民国）もちろん、アメリカと中国（中華人民共和

---

<sup>1</sup> 本論は、1952年（サンフランシスコ講和条約発効による日本本土の再独立）から、1972年（沖縄の本土復帰）までの間、琉球列島米国民政府（USCAR）の軍政の管理下で、沖縄県民からなる琉球政府が今の沖縄県一円の行政を行っていた時期の沖縄県を、琉球と称する。

国)の存在は重要である。しかし重要であることは、それ以外は関係しないということでは無い。拙稿「1950年代日台政経関係にアジアや琉球はどう影響したか」(名古屋大学法学研究科『法政論集』260号、2015年、57-73頁)で紹介した通り、現実の1950年代日華(日台)貿易交渉では、日本も中華民国も他の国や地域との関係を視野に入れながら交渉が行っていた。例えば、日本国外務省編『日華貿易及び支払取極関係一件』第13巻(1960年版)<sup>2</sup>には琉球政府行政主席と琉球輸出パインアップル缶詰組合からそれぞれ日本の外務省経済局長へ送られた親書・陳情書が綴じ込まれていた。その内容は、琉球から日本にパイン缶(缶詰パインアップル)を72万ケース輸出したいから、その競争相手になる台湾のパイン缶を100万ドル(金額)に抑えて欲しいというものであった。一方、中華民国外交部の『中日貿易会議』と題された档案(行政文書のこと、中央研究院近代史研究所档案館で閲覧)で情報収集活動を見ると、日本が(中共、すなわち中華人民共和国を含む)他国からコメを輸入することを、経済的理由(安価にコメを輸入すること)であるか外交的理由(日本が外交交渉を円滑に進めるためための手段として、相手側商品を輸入すること)であるかを問わず、台湾米の日本への販売を阻害するものとして外交部は警戒していた。

拙稿(2015)は、この文書の存在を明らかにしたものの、琉球など他国・他地域の存在(例えば琉球への貿易面での配慮)が、1950年代の日華貿易協定の維持を困難にする方向に働いたと指摘するに留まる。この琉球側のパインアップルに関する親書・陳情書一つをとっても、交渉の詳細とその背景や1950年代半ばまでの台湾との関連の有無などは明らかにできなかった。

そもそも、1945年以前は台湾にしても、琉球にしてもどちらも日本帝国の領域(琉球は沖縄県、台湾は植民地)であった。両地域間では農産物の産地間競争はあったかも知れないが、1950年代末のように外交交渉の場で利害が衝突するものではなかった。日本の敗戦による帝国の解体後、どのような過程を経て衝突に至ったのか。20世紀前半の日本帝国圏内での地域間分業ないし地域間競争が、敗戦による帝国解体、物不足そしてドル不足という世界経済体制を背景として<sup>3</sup>、1950年代にどう変化したのだろうか<sup>4</sup>。

本論には拙稿(2015)以外にも、先行研究<sup>5</sup>が存在する。北村嘉恵「パインアップル缶詰から見る台琉日関係史」(北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター『境界研究』特集号、2013年、133-139頁)は、植民地台湾と米軍政下琉球のパインアップル産業の関連を人間関係から整理している。

<sup>2</sup> 第1巻から第14巻まであり、別途議事録が第1巻から第6巻まで存在する。全て日本の外務省外交史料館蔵。

<sup>3</sup> 1950年代が今日のような物資も外貨調達も豊富な状態であれば、この親書・陳情書のようなものは出されなかったであろう。現代的感觉では、日本が台湾・琉球双方からのパインアップル購入を増やせば良いだけの話である。そして日華貿易交渉の基本精神は「計画的」ではあっても、貿易拡大であった。しかしながら、当時はパインアップルを好きなだけ購入したくても、ドルが無くて購入できないから、増やした分、他の輸入を減らすという話になったのである。

<sup>4</sup> 繊維産業は台湾において分かりやすい例である。日本帝国圏内で台湾の繊維産業は、製麻(コメや砂糖を移出する時に入れるガンニー袋)が主で、綿紡織の発達は需要はあったにもかかわらず抑制されていた。日本帝国圏からの離脱後(戦時下での工場移転や、上海からの移転もあったが)1950年代初期によく綿紡織工場の大量設置を見る。では農産物はどうか。

<sup>5</sup> もちろんこれら研究以外にも、廖鴻綺『貿易與政治：台日間的貿易外交(1950-1961)』(台北・稻郷出版社、2005年)など1950年代日華経済関係には幾つか先行研究が存在するが、バナナを扱った劉淑靚『臺日蕉貿網絡與台灣的經濟精英(1945-1971)』(稻郷出版社、2001年)ほどにはパインアップル貿易は研究されていない。

北村は、琉球のパイナップル栽培は台湾合同鳳梨（台湾総督府によって1935年に設立された鳳梨すなわちパイナップルの缶詰の生産統制企業）の成立によって台湾から事実上追い出されたパイナップル生産業者が石垣島へ移ってきて始めたことと、戦争によって中断した栽培が戦後に再開した際、台湾の技術が役立ったことを指摘している。ただし台琉日関係・貿易の全体の中でのパイナップルの位置付けは論じていない。大城郁寛「沖縄の製造業に対する琉球政府及び日本政府の保護政策とその効果」（『琉球大学経済研究』第83号、2012年、29-49頁）は、琉球および復帰後の沖縄県の製造業に対する保護政策を議論しており、その代表例として論じられているのが（そして貿易自由化以降に衰退して行ったのが）パイン缶の製造業である。しかしながら台湾との関係は、（琉球のパイン缶製造業が軌道に乗った1960年代中盤に）日本政府が台湾パイン缶の輸入関税を上げるなどの手段によって、沖縄パインに価格競争力をつけさせたことを指摘するのに留まり、1950年代には目を向けていない。本論は琉球パイナップルを事例に、日本・琉球・台湾の1950年代経済関係とその変遷を議論するものである。

## 1. 1950年代日華貿易交渉とパイナップル

### 1.1 1950年代日華（日台）貿易の構造

自由貿易と金融自由化を前提とし、FTAやTPPのような自由貿易協定が世界中で幅広く結ばれている今日と違い、1950年代の貿易は物資の不足と外貨不足（による外貨の厳重な国家管理）を前提としていた。日本も乏しい外貨と国内産業保護を前提に、1949年に制定された「外国為替及び開国貿易管理法」（昭和24年法律第228号）によって外貨の直接・間接の使用となる行為を厳しく統制していた。関税は、貿易の障害物としてFTAを結んで低減・廃止すべきものではなく、輸入を抑制して外貨を減らさないよう努め、国内産業を保護するための重要な国家の主権行為であった。貿易協定は各国間で盛んに結ばれていたが、自国産品の輸出を振興しかつ限られた外貨を考慮しながら必要な商品を輸入するため、お互い計画的に貿易しようとするものであった。

貿易（計画）協定に付随して精算勘定（オープンアカウント）協定が結ばれる場合もあった。通常の貿易は、購入の対価として貿易相手に対し外貨を送金する必要がある。出回る季節に限られる農水産物の場合、特定の季節に支払が集中しては輸入国側の外貨が不足する。そこで2国間の貿易を特定の銀行口座上で全て決済し（輸入による外貨支払と、輸出による外貨受取を口座上で相殺し）、季節変動にはある程度の許容枠を決めていれば、見た目上は物物交換同様に外貨を使わず、それでいて外貨を使うのと同様の便を得ることができる。輸出と輸入の計画額を一致させないと、片方の国に債務（輸入超過による外貨支払不足）が計画的に溜まることになるため、貿易協定において、輸出と輸入の計画額は一致させるのが原則である。

1950年代日本は輸出振興と国内の食糧不足打開のため、18か国との間に貿易協定および精算勘定協定を結んでいた。中華民国も韓国などと貿易協定を結んでいた。日本と台湾との協定は1950年、まだ日本を占領中であったGHQ（SCAP）が中華民国と結んだものである。サンフランシスコ

講和条約による日本の再独立、そして日華平和条約による日本と中華民国との国交締結を経て日本と中華民国との間の協定となり、毎年4月に更新されることとなっていた。この2つの協定は、日本にとっては敗戦で失われた食糧供給基地としての台湾からコメと糖を輸入する手段であり、かつ機械や肥料の輸出市場としての台湾を確保する手段であった。中華民国にとっては、内戦敗北により逃げ込んだ台湾の経済をいち早く再建させるため、台湾産農産物の多額の購入を（輸出不可能となった中国以外に）期待できた日本へと販売する手段であった。台湾の輸出は季節品である農産物はその大半を占めるため、この貿易協定の円滑な実施には、精算勘定協定の締結が不可欠であった。

1952年の日本の独立回復後、日本側はこの協定に不満を抱いた。まずは船の問題である。1950年時点において敗戦国であった日本の船は台湾への航海が認められていなかったため、物資は中華民国船で輸送されていた。日本は日本船の輸送参入を要求し、その結果として貿易協定に付随して船舶協定が非公開ながら結ばれ、日本船と中華民国船が（経過措置を経て）輸送船腹ベースで平等（日本船の方が大きい分、船数は中華民国船が多い）に輸送することとなった。

より大きな問題は、貿易協定の性格であった<sup>6</sup>。貿易協定で定める計画は、1950年においては単なる目安であった。そして決めるのは各項目毎の合計金額だけで、数量や各品目の実際価格は民間企業が商談で決め、協定は関与しない立場をとっていた。これは、日本から台湾への輸出のように、多数の民間企業が多数の民間企業と商談する品目の比重が高い場合は問題なかったが、台湾から日本への輸出のように、公営企業（≒単一企業）が販売する特定品目（砂糖、コメ）の比重が極めて高い場合、特に粗糖（原料糖）のように公営企業から（戦前の四大製糖企業が崩れ、輸入した粗糖を精製する群小の工場が林立した結果として）日本の多数の民間企業へと販売する場合は問題となった。モノ不足の時代、輸入できることは利権であり、輸入できれば商品は売れた。台湾から輸入した粗糖の価格が割高だったとしても、消費者に転嫁できた。困るのは外貨を使った割には輸入が少ないことを懸念する日本政府である。

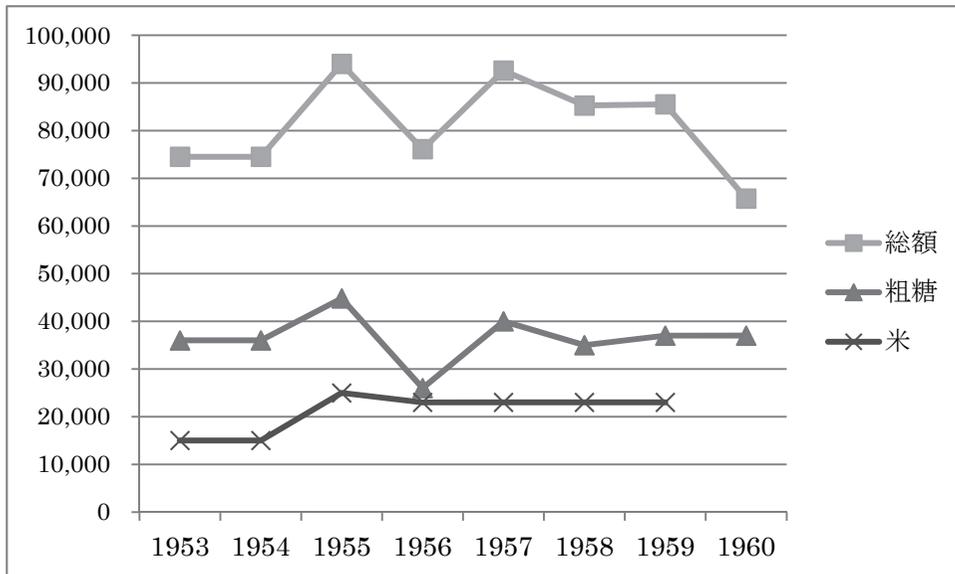
1955年から日本側は、計画でたてる数値（購入金額）は、目安ではなく達成すべき目標値であることと、貿易交渉では品目中では比重の高い政府販売品（米、粗糖）の価格や数量も交渉対象となることを主張し、アメリカがキューバ糖に対して特惠的措置（市価より高く購入）を与えていることを根拠として（旧植民地であった）台湾にも特惠的措置を与えるべきだと主張する中華民国側を押し切った。その結果、日本は価格や数量の交渉を通じて米や粗糖を値切ることができたが、交渉妥結まで長い時間を有することとなった<sup>7</sup>。図1は、各年度の交渉の結果結ばれた協定のうち、中

<sup>6</sup> 1955年における貿易協定の日本側から見た問題点については、やまだあつし「1950年代日台貿易交渉——1955年第2回交渉を中心に」名古屋大学『人間文化研究』（第19号、2013年、91-99頁）を参照されたい。

<sup>7</sup> 『日華貿易及び支払取極関係一件』第12巻（1959年版）には「日華貿易会議歴年表」として、各年度の会議期間が記載されている。それによると1954年度は前年度踏襲（つまり本格的な会議を開催せず）であったのに対し、1955年度は3月18日から4月22日まで、1956年度は2月27日から5月29日まで、1957年度は2月20日から8月31日まで、と時間を掛けている。第4次日中民間貿易協定（への中華民国側反発）から長崎国旗事件で揺れた1958年度は途中で約1か月の交渉中断を挟んで3月8日から5月2日であった。なお貿易協定は3月末が期限だが、4月以降も貿易の支障にならないよう取り扱おうと共同声明を出すのが常となっていた。

華民国側の輸出計画総額とその中の粗糖と米の金額をグラフ化したものである。

図1：1953～60年度の日華貿易計画における華民国（台湾）側の輸出計画総額および粗糖と米の輸出計画額



出典：『日華貿易及び支払取極関係一件』各巻（外務省外交史料館蔵）からやまだ作成

縦軸：1000ドル 横軸：年度（4月～翌年3月）

1960年度の米は、年度当初には数値を計上せず。日本の輸出総額は、台湾の輸出総額と同額。

日華貿易交渉が長引いたのは1957年である。華民国側が（日本側が1956年度に購入を計画したのに、未済に終わった分の）台湾米の追加購入を求めたのに対し日本側が今年は豊作だからと渋ったところ、米を買わないのなら討議には入れないとして交渉が停頓したものである。この問題は「昨年の協定によると日本は15万トンの米を買付けることになっているが、実際には日本は大陸から9万トンを買付けていて、わが方から10万トンしか買付けておらず、わが方としては日本が規定量を買付けた後に他の項目の会議に移るよう要求した。これに対し日本側はわが方が所定の10万トンの米をまだ完全に引渡していないことを指摘した」<sup>8</sup>というように、中華人民共和国や輸送の問題も絡んだ問題だった。さらにまた華民国は、日本が台湾の米を買わないなら、対抗措置として台湾は日本の肥料を買わない、と米と肥料のリンクも主張して粘った。1950年代台湾は、農民に対して肥料を同重量の米との引き換えでなければ売らないという方法で農民を搾取していた（「米肥バーター制度」として知られる）が、これも形は違うけれども、米と肥料との関連を利用した交渉手段であった。米の数量は5月末で一段落したが価格については7月まで掛かった。続いて6月から、バナナ、赤糖（黒砂糖）、パイナップルについても購入増と日本が徴収しているバナナの差益金（実質的な関税）の扱いについて議論になった。結局8月末まで掛かって、バナナ

<sup>8</sup> 在華民国日本国大使館特命全權大使堀内謙介「日華貿易会談についての中国側新聞社説に関する件」（1957年4月1日、『日華貿易及び支払取極関係一件』第7巻所収）。報告相手は岸信介（首相兼）外務大臣である。

の差益金を106%から73%に、パイン缶の差益金を63%から59%にそれぞれ削減し、赤糖およびパイン缶の対日輸出額をそれぞれ50万ドルずつ増加することで決着した<sup>9</sup>。1957年交渉の具体的な交渉日程を、日本外務省『日華貿易及び支払取極関係一件』第7・8巻(1957年版)および中華民国外交部『中日貿易会議記録』(档号032.2/0026、影像号11-EAP-01886)から整理すると以下の通りである。

- ・1957年2月20日 第1回本会議  
顔合わせと議事運営方法の決定
- ・1957年2月22日 第2回本会議  
昨年度の実績検討と米5万トンの追加購入問題
- ・1957年2月26日 第3回本会議  
第2回の続き
- ・1957年2月27日 第4回本会議  
第2回の続き
- ・1957年5月23日 第5回本会議  
日本側の米購入は15万トンで決着、会議進行のため米肥、糖、海運の3分科会を設ける
- ・1957年5月24日 第6回本会議  
分科会メンバーの決定、貿易計画草案を双方が提示
- ・1957年5月27日 第7回本会議  
双方が貿易計画草案を説明
- ・1957年6月7日 第8回本会議  
分科会の議論を基に、米、糖、塩の価格について議論
- ・1957年6月11日 第9回本会議  
日本側が首席代表交代を連絡
- ・1957年7月10日 第10回本会議  
米と砂糖の価格について分科会の決定に基づき決定  
中華民国側が、赤糖200万ドル、バナナ500万ドル、パイナップル350万ドルを提示  
バナナの差益金問題で中華民国側はバナナ分科会の設置を提案するが日本側は拒否
- ・1957年7月17日 第11回本会議  
赤糖、バナナ、パイナップルに関する中華民国側の提案を日本側は拒否
- ・1957年7月19日 第12回本会議

<sup>9</sup> 在中華民国日本国大使館特命全權大使堀内謙介「日華貿易協定に対する反響等に関する件」(1957年9月9日、『日華貿易及び支払取極関係一件』第8巻所収、報告相手は藤山愛一郎外務大臣)は、中華民国の担当者が「(対日輸出額の50万ドルずつの増加に際し)日本は赤糖及びパイン缶を必需品として認めていないので、数量増加に同意させることは容易ではなかった」と語っていることを紹介している。また外務省経済局第5課編「1957年度日華貿易会議交渉記録」(『日華貿易及び支払取極関係一件』第8巻所収)は、パイン缶の増加は砂糖交渉とも絡んでいたと述べている。

海運の輸送比率について協議、双方の各種数値について議論

- ・1957年8月9日 第13回本会議

非公式会議が続いている赤糖、パイナップルなどを除いて数値をおおむね双方が了承

- ・1957年8月26日 第14回本会議

話し合いがつき、8月31日に協定を正式調印することを決める

## 1.2 琉球パイナップル問題

日華貿易交渉への琉球の登場は、1958年度交渉である。同交渉において日本側は、多数の民間中小業者が生産している琉球赤糖（黒砂糖）を輸入せざるを得ないのに日本国内での赤糖需要が縮小しているとして、台湾赤糖の購入縮小を提案した。中華民国側は、日本側の琉球赤糖購入には（日本の中華人民共和国からの米購入とは違って）何ら反対しなかったが、代わりに赤糖は台湾内でも民間中小企業が生産しており、また日本以外に輸出するところがないので、公営企業や大手企業とは違って特段の保護が必要であるとして、日本側に購入縮小しないよう求めた。結局、20%削減で決着した。

琉球の存在が日華貿易交渉で大きな問題となったのは翌1959年交渉である。1958年度貿易計画では、台湾からパイン缶250万ドル（金額）の輸入であり、1958年実績でも台湾から40万ケース（数量）の輸入があった。日本側の1959年交渉における説明では、琉球から18万ケース（数量）の輸入を行っていた。さて日本側の1959年度貿易計画では、琉球で56万ケース（数量）の生産し大半は日本が輸入する上に、（1953年に本土復帰した）奄美で5万ケース（数量）の生産を開始する（これは日本の国内産である）ので、日本国内はパイン缶が過剰となるから、台湾からのパイン缶輸入を前年度計画の5分の1となる50万ドル（金額）としたい、というものであった。

当然ながら中華民国側はこれに反対した。1957年度会談の時点において中華民国側は、パイン缶300万ドル（1956年度計画に対して100万ドル増）およびパインジュース50万ドル（新規）を日本が輸入するよう要求して、パイン缶のみ250万ドルとすることで決着しており<sup>10</sup>、その後も日本の輸入増加を希望していたところであった。中華民国側は、貿易拡大が貿易協定の精神なのに日本側は貿易縮小を主張しており、台湾米は要らないし他の台湾の農産物も輸入拡大したくないから貿易縮小を言うものであると、日本側は非難した。そして日本に輸入する際の「差益金」が日本市場での販売拡大阻止に繋がっていることをあらためて非難し、価格が下がれば売れるのだから、琉球パイナップルを売りたいければ、関税や差益金などはやめて価格を下げ、パイナップルの日本での市場拡大を図るべきだとも主張した<sup>11</sup>。さらに中華民国側は、日本からティン・プレート（＝ブリキ板）を200万ドル輸入しており、その多くがパイン缶詰の缶として日本に戻っているのだから

<sup>10</sup> 外務省経済局第5課編「1957年度日華貿易会議交渉記録」（『日華貿易及び支払取極関係一件』第8巻所収）

<sup>11</sup> 外務省経済局編「第3分科会（農水産物、雑貨、その他に関する件）の第1回会議議事録」（1959年3月27日、『日華貿易及び支払取極関係一件会議議事録』第4巻（1959年版）に収録）

ら、日本がパイン缶を買わないなら中華民国は日本のティン・プレートを購入しないと主張し、それが通らなるとみると今度は、パイン缶と（前年度に削減された赤糖を）日本から台湾へ輸出する農水産物と関連付け、日本がパイン缶や赤糖を買うなら日本の農水産物の購入に中華民国側は努力する、と主張した。1959年交渉の具体的な交渉日程とそこでのパイン缶詰などの提示金額は、本会議ベースでは以下の通りであった<sup>12</sup>。

- ・ 1959年3月16日 第1回本会議  
顔合わせと議事運営方法の決定
- ・ 1959年3月17日 第2回本会議  
前年度貿易実績について検討
- ・ 1959年3月25日 第3回全体会合  
両者の貿易計画案について討議  
日本側提案 : パイン缶詰 50 万ドル、赤糖 30 万ドル、粗糖 4050 万ドル  
バナナ 750 万ドル、米 2210 万ドル (総額 7930 万ドル)  
中華民国側提案 : パイン缶詰 300 万ドル、赤糖 100 万ドル、粗糖 3500 万ドル  
バナナ 550 万ドル、米 2300 万ドル (総額 8730 万ドル)  
砂糖、米肥料、農水産物雑貨、海運、の4分科会設置を決める
- ・ 1959年3月31日 第4回本会議  
4月からの貿易協定の扱い（交渉継続中は前年踏襲）を共同発表
- ・ 1959年4月7日 第5回本会議  
両者の貿易計画案の差（日本側が中華民国側より800万ドル少ない）について討論
- ・ 1959年4月14日 第6回本会議  
日本側提案 : パイン缶詰 50 万ドル、赤糖 30 万ドル、粗糖 4000 万ドル、  
バナナ 750 万ドル (総額 150 万ドル増で 8080 万ドル)  
中華民国側提案 : パイン缶詰 300 万ドル、赤糖 100 万ドル、粗糖 3500 万ドル、  
バナナ 550 万ドル (総額 130 万ドル減で 8600 万ドル)  
米は双方とも 2200 万ドルで一致
- ・ 1959年4月30日 第7回本会議  
双方提案で差があるものについて検討  
日本側が、日本の農水産物の輸入について、中華民国側に努力するよう要請したところ  
中華民国側は、日本側はバナナ、赤糖、パイン缶詰の輸入に努力するよう要請
- ・ 1959年5月7日 第8回本会議  
日本側の輸入計画修正案を討論

<sup>12</sup> 外務省経済局編『1959年度日華貿易会議交渉記録』（『日華貿易及び支払取極関係一件』第12巻（1959年版）に収録）から整理。

バナナ、赤糖、パイナップルについては平行線

- ・ 1959年5月15日 第9回本会議  
バナナ、赤糖、パイナップルについては平行線
- ・ 1959年5月28日 第10回本会議  
日本側提案 : パイナップル 100万ドル、赤糖 75万ドル  
中華民国側提案 : パイナップル 250万ドル、赤糖 100万ドル
- ・ 1959年7月28日 第11回本会議  
協定締結 : パイナップル 150万ドル、赤糖 75万ドル

さらにパイナップルに関連する首席代表（日本側：高野、中華民国側：銭）同士の非公式会談は記録されたものだけでも以下の通り開催された。

- ・ 1959年5月21日  
銭 : 譲歩できる最大限度は、パイナップル 200万ドル、赤糖 100万ドル  
この場合に日本側の農水産物 275万ドル (パイナップル+赤糖-25万ドル=農水産物)
- ・ 1959年6月3日  
高野 : パイナップル 100万ドル、赤糖 750万ドル、日本側農水産物 265万ドル  
銭 : 銭代表の責任でパイナップル 150万ドルまで譲歩、赤糖 750万ドルを了承、  
日本側農水産物 200万ドル
- ・ 1959年6月5日  
高野 : パイナップル 150万ドル (ただし 50万ドルは条件付)、日本側農水産物 265万ドル  
銭 : パイナップル 150万ドル (無条件)  
日本側農水産物は赤糖 75万ドルなら 200万ドル、赤糖 100万ドルなら 225万ドル  
高野 : 昨年度に台湾は書簡を出したにもかかわらず農水産物を計画通り買わなかったし、  
バナナを 100万ドル増枠したので、日本側農水産物 265万ドルを承知して欲しい  
銭 : 書簡は農水産物と雑品で一括で、雑品は多めに買っているから約束違反でない  
バナナとパイナップルとは交換できるものではない
- ・ 1959年6月18日  
高野 : パイナップル 150万ドル、赤糖 75万ドル、日本側農水産物 250万ドル  
これが駄目なら、この3項目は未合意品目として決着しよう
- ・ 1959年7月7日  
銭 : 第1案 パイナップルと日本側農水産物を同額でどうか  
第2案 パイナップル 150万ドル、農水産物 225万ドル
- ・ 1959年7月14日  
銭 : どちらにしても、未合意品目として後で議論するのは反対

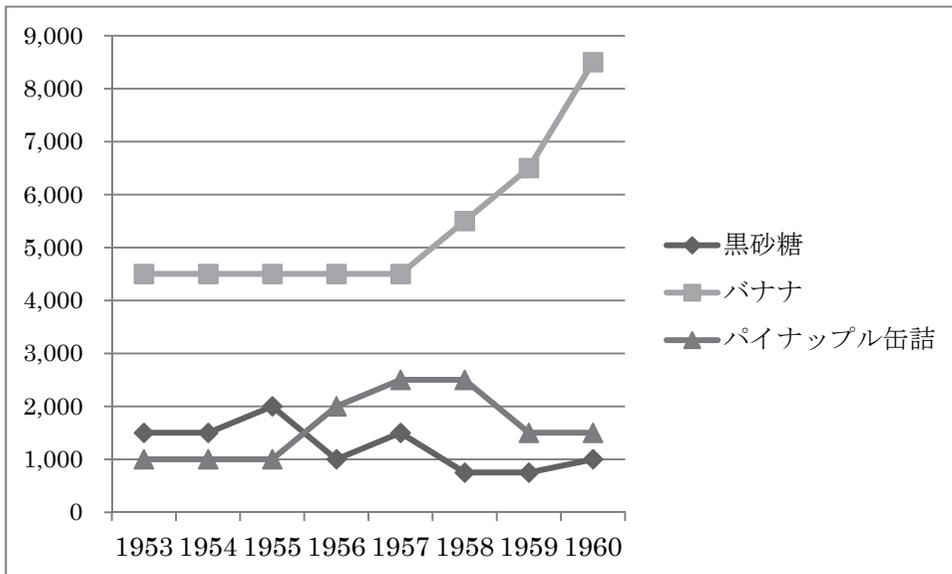
・1959年7月16日

パイナップル 150 万ドル、赤糖 75 万ドル、日本側農水産物 225 万ドル で決定

4 か月にわたる議論の末、1959 年度の日本のパイナップル缶詰購入計画は、150 万ドル（金額）となって、前年度の 250 万ドルと当初の日本提案の 50 万ドルのちょうど中間で妥結した。前年度より 100 万ドル減となり、それまで順調に伸びていた台湾のパイナップル産業に打撃となった。

とはいえ、日本側も日華（日台）貿易の過度の縮小は望んでおらず、日本側は台湾バナナの購入を 550 万ドルから 650 万ドルに増やした。1958 年度は赤糖の購入縮小の代償にバナナを 450 万ドルから 550 万ドルに増加させ、1960 年度は台湾米購入の計画数値計上見送りの代償に、650 万ドルから 950 万ドルに増加させたので、結局、台湾バナナの日本の輸入計画量は数年で倍増以上となった。

図 2：1953～60 年度の日華貿易計画における中華民国（台湾）側の赤糖（黒砂糖）・バナナ・パイナップルの輸出計画額



出典：『日華貿易及び支払取極関係一件』各巻（外務省外交史料館蔵）からやまだ作成  
縦軸：1000 ドル 横軸：年度（4月～翌年3月）

日華貿易交渉での果実類については、中華民国側はもともと日本帝国圏で台湾は果実生産基地であり、日台貿易が再開されれば再び大量に日本へ送りたいというのに対し、日本側は米や砂糖と違い生存には不要な品であり、輸入しなくても困らないと考えていた。そのため日本側は受け入れこそ認めたものの、輸入計画額の拡大は渋り続け、かつ戦前と違い関税・差益金をつけていた。それが 1950 年代末にバナナだけ突出して増加したことは、もちろん中華民国側の要請もあったが、琉球や奄美の産物とも日本本土の農水産物（リンゴが想定される）とも競合が少ないことが考えら

れよう。バナナの流通形態は、1950年代から今日に至るまで、ミバエなど寄生虫防除のため青い果実のまま日本へ輸出し、日本で追熟する形をとっている。パイナップルのようにジュースとしての輸出はできないし（リンゴジュースと競合しない）、季節も春が主体で秋のリンゴとは季節が重ならなかった。

なお1960年度（親書・陳情書の年度）は、琉球側は100万ドルへの削減を陳情するが、より大口の台湾米問題（日本側が計画当初に台湾米輸入金額の数値計上を見送ったこと）があつて、輸入金額の減少を少しでも減らすためか削減されず150万ドルのままで終わった。図2は、各年度の交渉の結果結ばれた協定のうち、中華民国側の赤糖とバナナとパイナップルの輸出計画額をグラフ化したものである。

## 2. 琉球パイナップルの1950年代

### 2.1 パイナップル前史

前節で、琉球パイナップルが1959年度の日華貿易交渉に突然登場して、同年度の貿易交渉を長引かせる要因となったことを指摘したが、なぜ1959年度になったのだろうか。北村らが指摘しているように、沖縄（琉球）でのパイナップルは戦前に八重山に来た台湾人から持ち込んで、戦後に拡大したものだとしても、それらが戦後日本の貿易政策とどう関係したのだろうか。

サンフランシスコ講和条約による日本の独立回復は、日清戦争以前の日本の全領土の独立回復ではなく、沖縄（琉球）、鹿児島県の奄美群島、東京都の小笠原諸島、そして北海道の北方領土は日本から切り離された。北方領土を除く各地域については、実際は1946年からこれら地域の行政は占領軍であるアメリカ軍の手で日本本土と分離されていた。日本本土が形式上は連合軍による共同占領で、イギリス連邦軍が広島県の呉を本拠地として駐屯していたのと違い、これら分離地域はアメリカ軍が単独占領していた。

アメリカ軍占領地域（南方地域と日本は称した）の分離に際しアメリカ政府の要請で、日本政府は東京に南方連絡事務局を1952年に設置した（昭和27年法律218号「南方連絡事務局設置法」）。今の内閣府沖縄振興局の前身である。そして琉球の那覇に出先機関として南方連絡事務所を、奄美の名瀬に南方連絡事務所名瀬出張所を設置した（奄美は1953年復帰とともに出張所を廃止）。しかしながら南方連絡事務局の役割は、「南方連絡事務局設置法」第2条に規定された通り、

- 一 本邦（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条に規定する本邦をいう。以下同じ。）と南方地域との間の渡航に関する事務を行うこと。
- 二 南方地域に滞在する日本国民の保護に関する事務を行うこと。
- 三 本邦と南方地域にわたる身分関係事項その他の事実について公の証明に関する文書を作成すること。

- 四 本邦と南方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつ旋し、及び処理すること。
- 五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

に限られていた。南方連絡事務所のスタッフも20数名かつ大半は下級事務職員であり、事務所の役割も在住日本人(=日本本土籍)の人に関する事務や、琉球在住者への「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭和27年法律第127号)の適用、1945年以前に支給資格を得た琉球在住者への恩給支給(昭和28年法律第156号「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律」)など、在外公館的な役割しか行っていなかった。

とはいえ、日本側が沖縄復帰に繋がることを何もしなかったわけではない。日本は「外国為替及び外国貿易管理法」によって外貨の直接・間接の使用となる行為を厳しく統制していた。前節の日華貿易協定のように輸入計画に品目と数量が認められ、さらに精算勘定協定によって国際貿易上は外貨を使用しない貿易相手国であったとしても、それですぐ輸入できるわけではない。大蔵省から輸入承認を受けて外貨の割り当てを受け(精算勘定協定がある場合は、外貨の割り当てと同等の権利を得て)、初めて輸入が可能であった。このため日華貿易交渉でも、相手の輸入障壁のため貿易協定の計画通りに輸出できていないとして、翌年度の交渉では毎度議論になっていた。

しかしながら、琉球など南方地域からの輸入について大蔵省は無条件で自動承認し関税も免除した。すなわち1952年4月の「沖縄の生産に係る物品の関税の減免に関する政令」で、琉球政府の原産地証明を条件に沖縄(琉球)から輸入する商品について、関税を免除した。さらに同年7月に日本政府と琉球政府との間で取り交わした「本土と南西諸島との間の貿易及び支払いに関する覚書」によって、日本政府は南西諸島の原産物資を輸入する場合は外貨の自動割当を認めた。つまり外貨の使用と通関手続きは必要なものの貿易的には内国待遇としたものである。

琉球経済を見てみたい。戦前の沖縄経済は農水産業が中心であったが、農業は零細農業で食糧自給できず、台湾米の移出先の一つでもあった。砂糖は、移出し現金を稼ぐ有力手段であったが、日本帝国圏には台湾があった。それでも沖縄本島には沖縄製糖や沖台拓殖製糖の粗糖(原料糖)工場が稼働していたが、日本帝国の糖業投資の大半は台湾向けであったため、ローカル企業に止まっていた。沖縄経済は不振が続く、日本本土も不況であった第一次世界大戦の戦後恐慌に際しては、いわゆる「ソテツ地獄」(調理前に毒抜きが必要なソテツの種子を常食とする)と例えられる程の苦境に陥った。経済不振は住民の流出を招いた。台湾への沖縄県民の移住も経済不振からの出稼ぎの一環だった。

1945年の占領以降、沖縄本島はアメリカの西太平洋上の軍事拠点となった。それは一方で今日まで続く本島中央部が基地で占拠される歴史の始まりであったものの、一方では基地の建設や保守など土木事業をもたらし、そして基地は労働者の大口の雇用先ともなった。いわゆる基地経済で

ある。

アメリカは琉球の永続的な占領のために、基地経済や戦災復興以外の経済活性化も企図した。主食としての米やサツマイモに次ぎ、輸出産業の基幹と考えられたのは戦前の実績があった製糖業であった。工場は破壊されていたので、まずは建設費が安い赤糖工場が各地に建設された。その中に参入したのがパイナップル生産である。

日本帝国圏でのパイナップル産地もやはり台湾であり、1935年に既存の群小業者を総督府が買収統制して台湾合同鳳梨が成立していた。沖縄にパイナップルは1889年に持ち込まれるが、戦前は零細なものに過ぎなかった。八重山には、台湾合同鳳梨による被買収によって台湾での事業をあきらめた台湾人らが入植したものの、これも戦争もあって中断していた。戦後、八重山でパイナップル事業は再開するが、小規模なものに過ぎなかった。

1955年に日本で『沖縄の地位』という報告書が刊行されている。国際法学会編集だが、南方連絡事務局の後援下、同局および外務省や琉球大学の資料収集協力によって刊行されたものであり、日本政府の見解がある程度反映されているものと見るべきであろう。内容は「外交史」「国際法」「国際私法」「国際経済」の4に分かれており、前3編で日本の潜在主権論をまとめ、「国際経済」で琉球経済の実態を議論している。1950年代後半から日本が始めた沖縄返還交渉の理論的前提の一つとなった研究成果であると思われる。しかしながら、「国際経済」では、基地経済と糖業が琉球経済の中心であるものの、多くの土地が基地に占拠されているため、農業は戦前ほどには回復していないとまとめている。パイナップルについては、新たに登場した産業の一つとして見ているだけであった。

## 2.2 1950年代末になぜ琉球パイナップルは急増したか

琉球のパイナップルブームは、1950年代末に発生した。北村（2013）の表現では、

日本本土市場への販路確保と本土資本の沖縄進出をテコとして、1950年代後半以降、石垣島や西表島では、公務員や学校教員をも巻き込みながらパイン栽培熱が加熱した。いわゆるサトウキビブームにやや先駆けて、パインブームと呼ばれる昂揚である。サツマイモ畑をパインに転作し、あるいは山地斜面を開墾してパインを植え付け、両島のパイン収穫面積は1958年38haから1960年863haへと急増し、ピーク時の1967年には1,693haにまで広がった。

（137頁）

となる。沖縄本島でも北部の山地で栽培が盛んになった。パイン缶を製造する工場も、1955年には沖縄本島最初のパイン缶詰工場が日本本土の東洋製缶との合資・技術提携で開設され、1960年には本島12工場・八重山10工場へと増加していた。これが1959年の日華貿易交渉で琉球パイン缶問題が登場した直接的原因であった。

とは言え北村が書くほど話はとんとん拍子ではない。琉球は貿易は日本の内国待遇であり、そしてパイン缶は日本で受容されていた。かつ日本帝国圏でのパインナップル主産地であった台湾は、中華民国の台湾として関税・差益金などの制約を受ける外国となった。だからと言って原料・製品とも品質・価格・数量などが揃わなければ、家内工業としては成り立っても、企業としては成り立たない。

琉球政府の中央銀行を果たしていた琉球銀行の『琉球銀行十年史』（同行、1962年、ちなみに琉球銀行は1948年開業）の以下の記載は、内容からみて1957年の状況と思われる。

缶詰工業 缶詰工業は戦前も軍需品として豚肉缶詰が若干生産されていたが、戦後は久しく中絶し、54年頃からパイン缶を中心に缶詰の新企業が興ってきた。パイン缶詰は、現在沖縄本島5、八重山5、計10社が製造に従事しており、総日産能力は1000ケースを越える設備を有し、56年には2万ケースの実績をあげたが、57年はさらに8万ケースまで増加が予想され、砂糖に次ぐ輸出産業として将来が期待される。その他の缶詰製造においても、琉球豚肉缶詰KKが57年2月以来本格的な操業に入り、月平均1,500ケースの生産をあげており、さらに琉球食品KKがパイン缶製造の遊休期間のつなぎとして鯖缶詰の製造に従事している。57年の状況では、いずれの缶詰においても原料不足のため施設の遊休が多く、缶詰企業の発展は原料パイン、畜産、水産業等の面における原料の増産確保が先決問題となった。(58頁)

原料が集まらず工場稼働率が低く、パイン缶工場は（もともとパインナップルの収穫期である夏以外は遊休状態となるが）工場が遊んでいるよりはと鯖缶（マグロ、ツナ缶）を作っているとある。日産1000ケースの能力でフル生産すれば20日で2万ケース生産出来てしまう。琉球のパインナップルのブームは、先に工場が設置され、（工場の能力過剰を前提に）パインナップルを生産すれば必ず買ってくれるという見通しによって、後からパインナップル畑がブーム的に造成されたということになる。

1958年から1959年は注目すべき年であった<sup>13</sup>。1950年代後半のアメリカ軍の軍用地拡張に対し、琉球本島では島ぐるみ闘争が高揚していた。翌1958年4月にアメリカ軍は軍用地の強制収用を中止し、カブクでの基地維持策に代え、経済発展による民生向上での基地維持を目指す方針へと琉球統治を大転換した。1958年9月15日の高等弁務官布令第14号「通貨」は、琉球の通貨をそれまでのB円（アメリカ軍が発行した軍票）からアメリカドル（アメリカ本国の連邦準備銀行が発行）へと転換するとともに、外国貿易の自由化・外資導入の自由化を決定した。日本資本も外資である。さらに（成立は1960年7月になるが）1958年8月にプライス法（Act to Provide for Promotion of Economic and Social Development in the Ryukyu Islands(PL 86-629)）がアメリカ本国議会に提案され、琉球への恒常的なアメリカ経済援助体制が構築されることとなった。

<sup>13</sup> 本段落および次の段落の、ちょうど、の手前までの記述は、琉球銀行調査部『戦後琉球経済史』（同行、1984年）に専ら依っている。

日本側の動きもそれに呼応せざるを得ない。島ぐるみ闘争に押される形で日本政府も1957年6月の岸・アイゼンハワー会談で初めて岸首相が沖縄返還を提起していたが、1958年9月の藤山・ダレス会談で『戦後琉球経済史』の言葉を借りれば日本政府は琉球に対する「経済主義」的政策を始めた。具体的には1959年以降、琉球への技術支援・財政支援を（アメリカ政府の承認を得て）日本政府は開始した。ちょうど1958年に日本政府は「総理府設置法の一部を改正する法律」（昭和33年法律第152号）により、南方連絡事務局から特別地域連絡局へ改組したところだった。この法律そのものは南方地域だけでなく北方領土も対象に加えることが主眼だったが、琉球政府への技術支援、財政支援のための組織力向上だったことも否めない。後の『総理府史』（総理府史編纂委員会編、2000年）も「第二 総理府の業務」の「六 沖縄関連行政の変遷」で、琉球政府の技術支援と財政支援が1858年以降の特別地域連絡局（つまり対琉球政策担当部局）の主要業務だと認めている<sup>14</sup>。さらにパイナップルについて言えば、琉球政府はすでに1955年に「パイン増産5カ年計画」を策定して栽培奨励金や缶詰工場設置補助金を交付していたが、1959年9月には「パインアップル産業振興法」では低利の長期資金を生産者に貸し付けることを決めていた。

つまり、琉球のパイナップル生産者にとっては、琉球政府と日本政府と双方から支援策が提示され、さらに日本政府の国内待遇は経過措置でなく復帰まで継続する措置であり、日本への輸出を前提として事業を起こしても食いはぐれが無いという認識を抱かせるにいたった。

またパイナップル畑の多くは新たに山地を開墾して造成された。パイナップルは農耕には不向きと放置されていた酸性土壌でも栽培可能だった。そして密植すれば暴風雨に強いのも、台風の常襲地である琉球に適していた。八重山や沖縄本島北部の山地は、基地問題とは重ならない場所であり（もともと農地ではないし、基地による農地取り上げが集中していたのは沖縄本島中部）、琉球政府としても島ぐるみ闘争に揺さぶられていたアメリカ軍としても、その奨励には異論を生じないものであった。それらが複合して初めて琉球でパイナップル生産ブームが起こった。そして大量に生産された缶詰は全て日本向けとして生産され、琉球を内国待遇としていた日本は全量を引き受けなければならなかった。

末尾になるが、以上のような琉球パイナップルの急成長を、中華民国外交部はどのように見ていたのだろうか。結論から言えば、傍観にとどまった。外交部の琉球への方針は理念としては「回収琉球」（琉球を取り戻す）であったとしても、実際にはアメリカ軍の占領を正面から否定する発言力はなかった。喜友名嗣正（蔡璋）ら琉球独立論者を支援してはいたが、喜友名等の琉球での影響力は微弱なものにとどまった。唯一、可能な手段は関係を持つことであり、貿易代表団も送られていたが質的にも量的にも日本に圧倒されていた。台湾のパイナップル業者は1959年度の対日輸

<sup>14</sup> 特別地域連絡局発足以降の主要業務として琉球政府に対する技術援助及び財政援助がある。技術援助については、当初琉球政府が経費を負担して本土側から各分野の専門家、技術者を招へいして、戦争により生じた人的資源の不足を補うための訓練を行っていたのであるが、分野拡大に伴い、本土政府の経費負担で大量に計画的に行う必要がでてきた。特別地域連絡局は、昭和三十二年琉球政府からの要請を受け、対米折衝と並行しながら予算要求を行い、昭和三十四年度から初めて技術援助費を計上した（430頁）。

出目標値として350万ドルを計上しており<sup>15</sup>、中華民国政府としても対日輸出を増やしたかったため日本との交渉を長引かせるのがせいぜいであり、琉球に圧力をかける余地は無かった。

もちろん琉球パイナップルの成長について、外交部も情報収集はしていた。しかしながら独自調査ではない。中央研究院近代史研究所の外交部档案を「鳳梨」をキーワードに検索すると、琉球パイナップルについて詳しい文書として、外交部档案『中日貿易(十八)』(映像号020-010104-0022)に収められた1959年8月27日付『中華民国駐横浜総領事館研究報告』第14号「本年琉球鳳梨缶頭生産概況」を見い出せる。ただしこれは独自の研究報告ではなく、日本のパイナップル輸入協会が琉球パイナップルについて同年7月28日から8月6日まで調査した記事(報告概要を「日華通信」8月19日から21日に掲載)を中国語訳して転載したものに過ぎなかった。

## おわりに

日華貿易協定は、戦前は本国植民地関係だった日本と台湾が、1950年に新たに国と国として関係を結び直した(ただしGHQが日本を代表して、中華民国が台湾を代表して)ものであった。貿易で扱われるものは、植民地時代同様に台湾から日本へは粗糖と米とバナナ等であり、日本から台湾へは機械と肥料等であったが、関係は1950年代の国際貿易関係そのものであり、厳しい外貨管理を前提に交渉は長引き、交渉が成立しても、相手側の貿易障壁にお互い苦しめられた。一方で、日本と琉球との間は、1952年からの日本側の保護措置によって琉球の農産物の対日輸出が保護され、パイナップルにいたっては琉球の新規産業として出現し、琉球で増産ブームが起きればそれを引き受けるために、競合する台湾パイナップルを制限するなど、戦前にはあり得なかった保護が行われた。その保護の代償として、台湾バナナの対日輸出枠が(関税や差益金はあったにしても)拡大するなど、日台貿易に余波を引き起こした。

もちろん日本政府と琉球政府の保護により、急成長を遂げたパイナップルではあったが、生産コストの面では問題点を抱えていた。琉球銀行調査部『金融経済』という月刊誌には、大湾雅常・大山邦泰「琉球パインのコスト引下げについて」という論文が載っている(『金融経済』1960年5月号、31-44頁)。内容は八重山の大手4工場について1959年の製造コストを分析したものであるが、原料のパイナップルが台湾ではkgあたり2.5セント、ハワイでは3セントなのに対し、八重山ではkgあたり6セントと割高であった(42-43頁)。また工場労働者は出稼ぎが多くて熟練度も低く、工場処理能力に限度があって生果の集荷が集中すると処理しきれず、1959年の八重山の収穫実績15,426トンのうち14%が腐敗して廃棄され、野ざらしのまま腐敗したものを含めれば3000トンが無駄となった(33頁)。これらの解決策として、1960年代になると、台湾からの技術導入と労働者受け入れが琉球政府の政策として行われることとなり、琉球と台湾の貿易拡大には必ずしも寄与しなかったが、新たな経済・技術の交流を生むこととなった。

<sup>15</sup> 映像号11-EAP-01869所収「四十八年中日貿易會議出席會議報告書」9-11頁